

重 要 事 項 説 明 書

(にじのまち訪問リハビリテーション)

1. 事業所（法人）概要
2. 事業所（施設）の概要
3. サービスの内容
4. 利用料金
5. 利用にあたっての留意事項
6. 感染症対策
7. 事故発生時の対応
8. 虐待防止のための措置
9. 個人情報の取り扱い
10. 要望及び苦情等の相談

利用者： _____ 様

きらり健康生活協同組合
にじのまち訪問リハビリ

きらり健康生活協同組合 にじのまち訪問リハビリテーション重要事項説明書

(2022年6月19日現在)

訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、きらり健康生活協同組合 にじのまち訪問リハビリテーションが _____様にご説明する重要事項は次の通りです。

1、 事業者（法人）概要

事業者（法人）名	きらり健康生活協同組合
設立年月日	1982年（昭和57年） 5月 7日
所在地	福島県福島市野田町1丁目15番12号
電話番号	024-531-6262
代表者名	理事長 木村 公

2、 事業所（施設）の概要

(1) 事業所（施設）の名称等

事業所（施設）名	きらり健康生活協同組合 老人保健施設にじのまち
開設年月日	1986年（昭和61年） 4月 7日
所在地	福島県福島市北沢又字番匠田5番地
電話番号	024-557-7501
ファックス番号	024-557-7502
管理者	施設長 岸本 裕子
介護保険指定番号	0750185050

(2) 事業の目的と運営方針

「目的」

要支援・要介護状態と認定された方に対し、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力を発揮した自立生活を営むことができるよう、計画されたプログラムを通して、利用者の心身機能の維持・向上を図ることを目的とし、専門の職員がサービスを提供します。

「方針」

- ①リハビリテーション等による要支援・要介護状態の軽減及び予防を重視します。
- ②在宅における自立した日常生活を重視し、支援します。
- ③保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 職員の体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者(医師)	1名以上		事業所の従事者及び業務の管理
理学療法士または作業療法士または言語聴覚士	1名以上		日常生活動作の改善維持等、心身にわたるリハビリ、摂食・嚥下機能のリハビリ、コミュニケーション能力に関するリハビリ

(4) 営業日

営業日は月曜日から土曜日とします。但し、国民の休日、夏季休暇及び年末年始休暇、その他さらに健康生活協同組合が定める日を除きます。

(5) 営業時間

営業日の午前9時から午後5時

(6) 通常の事業の実施地域

福島市

3、 サービスの内容

- (1) 健康管理の援助
- (2) 摂食・嚥下機能の改善・維持のための計画及び機能訓練
- (3) コミュニケーション能力の改善・維持のための計画および機能訓練
- (4) 日常生活動作の改善・維持のための計画及び機能訓練
- (5) 介助方法の助言
- (6) 住環境および福祉用具に関するアドバイス

4、 利用料金

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス
＜別表1＞『料金表』を参照ください。
- (2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
- (3) その他費用（全額自己負担）
 - ①交通費 通常実施地域を超えて訪問リハビリテーションを行う場合は、通常実施地域との境界線からご自宅までの片道1キロあたり25円
 - ②その他 その他の料金が発生する場合は別途ご連絡いたします。

(4) 支払い方法

銀行や郵便局などの預（貯）金口座から引き落としのご利用になります（福島県に本店がある金融機関）また、口座引き落としは毎月21日になります。
その他のお支払い方法をご希望の方はご相談ください。

5、 利用にあたっての留意事項

- (1) ご利用にあたり、保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類の内容に変更が生じた場合は必ず当事業所までお知らせください。
- (2) あらかじめ計画されたサービスの変更を希望される場合は、必ず前日の午後5時までにご連絡をお願いします。前日の午後5時以降のキャンセルはキャンセル料をいただきます。キャンセル料は介護保険・医療保険で定める額の全額自己負担の50%とします。ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。
- (3) あらかじめ計画された時間に、利用者の緊急対応や交通事情等により遅れる場合があります。また、事業者側の都合により、日時の変更をお願いする場合があります。
- (4) 利用者様、ご家族様からのお心遣い、訪問時の飲食などのもてなしは遠慮させていただきます。
- (5) 訪問サービス提供中、ペットは別室に隔離をお願いする場合があります。
- (6) 訪問サービス提供中、喫煙はお控えくださるようお願いいたします。
- (7) 訪問サービス提供にあたり、利用者様の現金をお預かりすることはありません。(ただし、利用料のお支払方法が現金の場合は、領収証と引き換えに現金をお預かりいたします。)
- (8) 利用者様の預金通帳、キャッシュカード、有価証券、印鑑等をお預かりすることは一切ございません。また、それらの保管場所を伺うこともございません。
- (9) 利用者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止させていただきます。
- (10) 体調に不安がある場合や利用者様・ご家族様に感染症の罹患及び感染症の疑いがある場合はサービスご利用前にご相談ください。
- (11) 利用者様又はご家族様が、事業所や職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）、過剰な要求並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合、文書等で通知することにより、この契約を終了することができます。

6、 感染症対策

- (1) 感染予防のため、手洗い、うがい等を実施しております。訪問際に手洗い場の提供にご協力をお願いします。
- (2) 感染症予防に関する委員会を定期的開催し、対策等の検討をおこなっております。また万が一、発生した場合は感染症対策マニュアルに沿って必要な措置を講じます。
- (3) 利用者様またはサービス提供スタッフが、感染症に罹患した場合は、サービス日時の変更または中止とさせていただく場合があります。

7、 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに保険者、身元引受人等、居宅介護支援事業所に連絡し、誠意をもって必要な措置を講じます。
- (2) 職員に利用者様の血液・体液の曝露や針刺し事故が発生した場合に、利用者の感染情報（C型肝炎等）がない場合、感染症の血液検査を実施させて頂くことに承諾をお願いします。尚、検査費用についてはこちらで負担させていただきます。

8、虐待防止のための措置

- (1) 利用者様の人権擁護・虐待等防止のため、従業員に対する研修の実施や苦情処理体制の整備を行います。
- (2) サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に通達するものとします。

9、 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについてはきらり健康生活協同組合「個人情報保護」基本方針および関係法令及び厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いを行います。

10、 要望及び苦情等の相談

当事業所への要望及び苦情等は、サービス担当者にお申し下さい。速やかに対応します。

苦情相談窓口	苦情解決責任者	事務長
	苦情受付担当者	支援相談員
受付日時	午前9時から午後5時まで	
連絡先	(電話) 024-557-7501	
	(FAX) 024-557-7502	

【福島市】

介護保険課 (電話) 024-525-6587

【福島県国民健康保険連合会】

介護福祉課 苦情相談窓口
(電話) 024-528-0040

本証 2 通を作成し、利用者・事業所が署名の上、1 通ずつ保有します。

年 月 日

【事業所】

当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、ご利用者にサービス内容および重要事項を説明いたしました。

<事業所名称> きらり健康生活協同組合
 にじのまち訪問リハビリテーション

<事業所住所> 福島県福島市北沢又字番匠田 5 番地

<説 明 者> 氏 名

【利用者】

私は、サービス内容および重要事項について文章に基づいて、事業所から説明を受け、その内容を確認、理解したので同意いたします。

利用者

<住所>

<氏名>

身元引受人又は後見人

<住所>

<氏名>